

特定非営利活動法人手賀沼トラスト 会報 第 32 号 (発行日:平成 26 年 3 月 1 日)

「沼のほとり」

発行責任者 遠藤織太郎(TEL:04-7182-0387) 編集責任者 國方幸生(TEL:04-7184-3385)

事務所:我孫子市白山二丁目 13 番 5 号

e-mail:info@teganuma-trust.jp ホームページ:http://teganuma-trust.jp/



(白木蓮 手賀沼遊歩道にて)

活動報告

“コウノリの里” 見学会に参加して

交流事業グループ 村山 正

1月28日(火)「我孫子消費者の会」が主催する「バス見学会」に参加しました。行先は野田市南部、利根運河の近くにあるコウノリの里です。興味半分、コウノリを見学する目的で参加しました。

実はこの地域は野田市が中心になり「自然と共生する地域づくり」を目指して、野生生物の生息・生物多様性の確保など生態系の拠点とすべく、隣接する利根運河周辺の環境保全を広げるエコロジカル・ネットワークを展開させている場所であることがわかりました。

コウノリが自然界で暮らせるような多様な生き物たちが生息できる豊かな環境を目指して、2012年12月からコウノリの飼育を始めています。昨年2羽の雛がかえり、現在4羽を飼育中です。今年も新しい雛が誕生する予定とのことでした。現在は、飼育舎で餌を与えて人工的に飼育していますが、将来はコウノリを野生に放し、自然の中で暮らせる環境を目指しているとのことでした。

また、この目的の一環として手賀沼トラストと同じ「冬水たんぼ」でコメ作りを大規模に行っていることもわかりました。市民参加型の形で運営しており、約21ヘクタールの田んぼで、700名近い市民の方々が参加しているとのことでした。見学した時は、真冬のさなかで生物の姿は殆ど見られませんでした。冬水たんぼには水がはられ、近くには里山の光景が広がり生態系の頂点である「ノスリ」の姿も見ることができました。この場所は、我孫子市の隣で近くでもあり、春になったら是非またこの地に行ってみたいと思っています。8月初めにはホテルの観察会も開催されるとのことでした。

「自然と共生する地域づくり」という手賀沼トラストと共通の目標としていることもあり、手賀沼トラストでも是非一度見学会を開催すると、色々と参考になるのではと思いました。

トラスト会員の皆さまから多くの八景応募を頂きましたので、選考委員会で力強く意見を述べる事ができました。ありがとうございました。活動を振り返っての感想を以下に記したいと思います。

【テーマ選定】

第1回選考委員会は事務局が提案した10のテーマから3つを選定しました。「ハケの道」は最初に決まりましたが、残り2つは接戦でした。委員が話し合い、私も推薦した「まちなみ」に決まりましたが、会議後「まちなみ八景」の応募がどの位あるか不安になりました。しかし、結果は19箇所、249件の応募がありホッとしました。

【現地調査】

1. 現地調査は2日間で37箇所を巡りました。調査は応募理由と現地を見て選定の判断としました。応募箇所周辺の市民が協力して、多数応募し八景に選ばれようとした場所が選外となったものが幾つかありました。
2. 根戸城址の現地調査の時、私はトラストが手入れをして城址の保全と自然環境を守っていることを説明しましたが、選考委員がどのように受け止めたか不安でした。

【嬉しかったこと】

1. 「斜面林・田園テーマ」では、応募21箇所から8箇所を八景に選定することになりました。根戸城址は最初の応募数で第9位でした。現地調査後、その日の会合で委員が調査場所の感想を述べ合い、根戸城址は八景に選ばれるような感触を得ましたが不安でした。その後の選考委員会では、テーマ別にそれぞれの委員が推薦する場所とその理由を発表し多数決で決めました。根戸城址が決まった時は心の中で「バンザイ!」。トラスト活動が評価に加えられる結果と受け止めました。
2. 私は八景が決まった委員会で、選定場所の名称にサブタイトルを付ける事を提案し、後日選定された24箇所のサブタイトル(案)を事務局に提出しました。その後の選考委員会で「いろいろ八景見聞綴り」の原稿(案)が示され、事務局からサブタイトルを付けた事と私が提案したタイトル(案)とほぼ同じ内容にしたとの説明があり、内心とても嬉しかったです。

【最後に】

発表会では大勢の方々に来て頂きホッとしました。また、トラストの皆様に入場券を買って頂きありがとうございました。八景の発表会では写真が少ないと感じましたが、ナレーターが八景場所の雰囲気をよく出していたと感じました。また、コンサートも楽しく観る事ができました。私は本活動を通して、我孫子市の素晴らしい自然と良さを改めて知ることが出来ました。

会員コーナー

わが故郷

坂巻 宗男

生まれてこの方ほとんど我孫子を離れたことがありません。私が生まれたのは昭和45年8月。この前の月に我孫子は町から市へと移行しました。だから私の年齢と我孫子市の年齢は同じなのです。言わば同級生!?

物心がついたときにはすでに手賀沼は水質汚濁度日本一でした。夏になると沼面はアオコで緑色に染まり、腐敗臭が漂っていました。それでも、近くの子供たちは連れ立ってザリガニやクチボソを取りに行きました。ザリガニはご存知のとおり、篠竹を切ったものにタコ糸をつけてスルメやよっちゃんイカを餌にしていました。クチボソのときは何も持たずに家を出ます。手賀沼公園まで行き、沼の淵に生えている柳の枝や葦の茎を竿にして、釣人が落していった釣糸、釣針、赤虫を使って釣るのです。面白いように良く釣れました。私たちの世代の手賀沼の思い出はこのザリガニとクチボソに収斂されるでしょう。

私は、父が利根川のほとり(柏市布施)で育ったこともあり、良く利根川にも行っていました。こちらでは、泳いだり、地獄網という張綱でコイやフナやウナギやナマズ

やドジョウや雷魚を一網打尽にしたりして、どっぷりと利根川に浸かり遊んでいました。中でも大雨で氾濫した後にできる川のそばの小さな池の水をバケツなどで掻きだす「かいぼり」は最高の遊びでした。段々と水かさが減り、コイやフナの背びれが見えてきたときの高揚感には他に例えようがありません。

私はこのような遊びを通して、「ふるさと」を体の中に取り込んでいったのだと思います。今、私自身が親になり我孫子は自分にとっての故郷というよりも、子供にとっての故郷という意識の方が強くなっています。自分がそうであったように、子供たちにどっぷりと自然に浸かるような体験をさせられているだろうかと自問自答することもあります。

我孫子で育った子供たちがいつか故郷を振り返る時、手賀沼や利根川の景色の中に、あの根戸城址の雑木林や案山子の立ち並んだ田んぼ、大きなサツマイモ、そば打ちや餅つきの喧騒や焚火の匂い、立ち上る湯気…。そんなこんなを思い出してくれることを願っています。その時、私たちは故郷のバトンを次の世代へ手渡したことになるのでしょう。

2. NPO 法人の管理運営

Q:理事・監事の役割は？

A:①理事は総会で**社員(注1)**から法人の運営を委任され、法人の業務を執行します。②理事は定款に掲げた法人の目的を達成する責任を持っています。③理事は定款と法令に則った運営を行う義務があります。④理事には**善管注意義務(注2)**があり、**利益相反行為(注3)**への規制があります。⑤監事は業務監査と会計監査の責任があります。理事会に出席して理事会の意思決定が定款に違反していないか、法令を遵守しているか等を確認、会計の適正性をチェックし、総会に監査の結果を報告する責任があります。なお、監事は法第 19 条により職員(スタッフ)との兼務は認められません。⑥NPO 法人の資産や活動資源は会員・寄付者・支援者等から目的達成の為に信託されたものです。**理事は業務執行に当たって、全ての利害関係者に対し、説明責任を果たすことが求められます。**

Q:NPO 法人の代表者の役割、職名は？

A:各理事は対外的には法人を代表しますが、定款で他の理事の代表権を制限し、特定の理事を代表者とすることができます。NPO 法人の代表者は「理事長」、「代表理事」等の職名を用います。代表者に法人を代表する権限を与え、他の理事の権限を制限する場合は、定款にその旨を明記し、登記することになります(定款第 15 条参照)。**代表者は対外的に法人を代表し、対内的には定款や法令、総会決議に従って業務を執行し、法人のガバナンスに責任を有します。**

Q:理事が職員(スタッフ)を兼務し、労働の対価を受け取った場合、「役員報酬」と看做されますか？

A:「法第 2 条第 2 項第 1 号ロ」で役員のうち報酬を受ける者は役員総数の 3 分の 1 以下とされています。役員(スタッフ)としての業務執行に対する給与は役員報酬には当たりません。(手賀沼トラストは役員報酬を支給していません。)

Q:設立当初の役員は定款に載せ続けなければならないのですか？

A:「法第 11 条第 2 項」で「設立当初の役員は定款で定めなければならない。」と規定されており、一般的には、定款の附則において、掲載し続けることになります。

Q:定款の変更手続は？

A:定款を変更するためには、所轄庁の認証を受けなければなりません。但し、次のような事項については総会での議決後、所轄庁に届出だけで認証の必要はありません。①所轄庁の変更を伴わない事務所の所在地の変更、②役員の数に関する事項、③資産に関する事項、④会計に関する事項、⑤事業年度、⑥残余財産の帰属すべき者に係るものを除く解散に関する事項、⑦公告の方法に関する事項。但し、登記事項に該当する事項(事務所の所在地の変更等)は変更登記の手続を要します。

Q:役員を変更する場合どのような手続が必要ですか？

A:役員の変更、①再任、②任期満了、③死亡、④辞任、⑤解任、⑥氏名、住所又は居所の変更、⑦新任等は所轄庁に届出をする義務があります。このうち①、⑤、⑦については総会における議決を要します(定款第 22 条参照)。

Q:「その他の事業」で赤字が生じた場合はどうなるのですか？(手賀沼トラストは「その他の事業」は行っていません。)

A:法第 5 条第 1 項において、「その他の事業」は「特定非営利活動に係る事業」に支障がない範囲で行うことができると規定されています。「その他の事業」は事業開始初年度から黒字を見込めるとは限りませんが、2 事業年度継続して多額の赤字が生じた場合は、所轄庁による報告徴収・立入検査の対象となる可能性があります。

Q:事業計画書及び活動予算書は毎年作成しなければならないのですか？

A:事業計画書及び活動予算書については、法人の設立申請時及び定款変更時に所轄庁へ提出する必要があります。毎年所轄庁に提出したり、閲覧させる義務はありません。しかし、**NPO 法人自身が当該事業年度の正味資産の増減要因等を把握し、適切な法人運営を行うための実務上有用な書類であり、経常的に作成する必要があります。**

Q:NPO 法人会計基準とは？

A:「NPO 法人会計基準」は NPO 法人の信頼性向上を目指して、平成 22 年 7 月に民間主体で策定した会計基準です。従来、会計報告に関しては NPO 法人の活動に適した会計基準が存在せず、各法人がそれぞれの方法で会計書類を作成し所轄庁に提出してきました。平成 24 年 4 月に施行された改正法にこの会計基準が取り入れられました。NPO 法人会計基準の基本的考え方は以下の通りです。①**市民にとって分かりやすい会計報告であること**。②**社会の信頼にこたえる会計報告であること**。そのためには何より会計報告の正確性が求められます。会計報告の正確性を確保するために、**複式簿記を前提とする財務諸表の体系**、すなわち、貸借対照表と活動計算書を中心とする体系が採用されました。手賀沼トラストでは NPO 法人設立当初から NPO 法人会計基準に準拠した会計処理及び会計報告を行っております。

(注1):NPO 法における「社員」とは、総会で議決権を持つ会員のこと。手賀沼トラストでは「**正会員**」のことをいう。

(注2):「**善良な管理者としての注意義務**」(民法第 400 条)、業務を委任された人に社会通念上期待される注意義務のこと。

(注3):「**利益相反行為**」とは、ある行為により、一方の利益になると同時に、他方への不利益になる行為(法第 17 条 4)。

3 回に亘って、「**NPO の基礎知識**」、「**NPO 法人の管理運営**」について基本的な事項を Q&A 型式で整理してみました。今後の活動の参考にしていただければ幸いです。(完) (本稿は内閣府 HP、NPO 法人ガイドブックを参考にしました。)

● 3月～4月度 活動計画（全会員が参加対象の「定例活動」「合同活動」「イベント」に「網かけ」をしています。）

活動日	開始時間	活動区分	活動内容	担当部門
3 1 土	18:00	会議	H26 年度農教室受講申込者説明会	事務局、農事G
3 2 日	8:30	定例活動	道路清掃、樹林地管理、ミカン山管理、養蜂管理	環境保全G
3 8 土	8:30	農教室	H26 年度農教室開講日、ハーブ部会	農事・農教室G
3 15 土	8:30	農教室	堆肥・ボカシ肥づくり	農事・農教室G
3 16 日	8:30	定例活動	道路清掃、根戸城址外堀管理、竹伐採、養蜂管理	環境保全G
3 22 土	8:30	農教室	ジャガイモ植付け、ネギ、カボチャ播種	農事・農教室G
3 25 火	8:30	農地保全	トラクター耕耘(予定)	農地保全G
3 27 木	9:00	竹教室		環境保全G
3 30 日	18:00	会議	H25 年度第 11 回定例理事会	事務局
4 6 日	8:30	定例活動	道路清掃、樹林地管理、ミカン山管理、養蜂管理	環境保全G
4 12 土	8:30	農教室	稲予措	農事・農教室G
4 15 火	8:30	農地保全	トラクター耕耘(予定)	農地保全G
4 19 土	8:30	農教室	稲播種、サトイモ、ヤツガシラ植付け	農事・農教室G
4 20 日	8:30	定例活動	道路清掃、樹林地管理、ミカン山管理、養蜂管理	環境保全G
4 24 木	9:00	竹教室		環境保全G
4 26 土	8:30	農教室	トウモロコシ播種、カボチャ定植	農事・農教室G
4 27 日	18:00	会議	H26 年度第 1 回定例理事会・安全管理委員会	事務局
4 30 水	8:30	農地保全	トラクター耕耘(予定)	農地保全G

農教室特別コース受講生募集！

1. 目的
特別コースは「**有機無農薬栽培の体験、普及・教育活動**」の一環として、有機無農薬の栽培知識や栽培技術を座学や圃場での実習を通じて学びます。
2. 受講対象者
農教室の課程を 1 年以上履修した方で、自然と共生する農の知識、技術を学び、農的交流を深めたい方。
3. 内容
課題：有機栽培の基本である『土づくり』を学ぶ
① 各自課題を設定、栽培計画作成・実績報告
② 月 1 回程度勉強会を開催(開催日は都度連絡)
③ 有機栽培農家、研究機関の見学会実施
④ 共通課題としてサトイモを栽培、品評会に出品
⑤ 受講者全員で共通作物を栽培
4. 講師(指導者)
遠藤織太郎氏、杉野光明氏、外部講師(交渉中)
5. 圃 場：城址下圃場 1 区画 10 m²
6. 受講料：2,000 円/年 (収穫物は自家消費)
7. 申込先：國方 (04-7184-3385) 3月 15 日締切り

ハーブ部会(なでしこ会)会員募集！

『食生活』を豊かにし、『癒しと潤い』を与えてくれる『ハーブ』の栽培、活用にチャレンジしてみませんか？
将来は『ハーブコーディネーター』の資格取得も…♪
活動日：原則として農教室の作業終了後に行います。
情報交換：ティ、料理、クラフト、コンパニオプランツ等
申込先：中野(和) (04-7184-0258) 3月 15 日締切り

石澤ミヨ氏 遺作展のご案内

手賀沼トラストの賛助会員として、任意団体発足当時から 15 年間、活動を支えて頂いた石澤ミヨさんの遺作展が下記の通り開催されます。東我孫子の近隣センター「こもれび」前のご自宅にて、40 年間松林を描き続け、92 歳でその生涯を閉じられました。油彩、水彩、彫刻などが展示されます。皆さんも是非足を運んでみてください。

記

日 時: 3月 16 日(日)～23 日(日) 11 時～17 時
会 場: 東我孫子近隣センター「こもれび」前(ご自宅)
入場料: 無料
お問い合わせ: 坂巻 宗男(090-1052-8284)

以上

編集後記

◆ 漸く春めいてきましたね。3月 1 日は農教室に申し込まれた方々への説明会、新しい仲間をお迎えし、3月 8 日には開講式とオリエンテーション、農作業が始まります。
◆ 春、そして新年度を迎え、世の中は活気溢れる華やいだ季節を迎えます。毎年繰り返される入学式、入社式などの光景を観るのも楽しいものです。
◆ 法人化後、会報「沼のほとり」の編集を担当して、本号が第 32 号、第 33 号から編集を富澤崇さんにバトンタッチすることになりました。大勢の方に原稿を執筆して頂きました。ご協力ありがとうございました。今後も新編集長にご協力、ご支援をよろしく願います。(國方記)